オンライン資格確認義務化除外要求の補足説明

全国保険医団体連合会

【要求事項】

「電子媒体で請求しており、情報漏洩やセキュリティ対策に不安を抱えている医療機関については義務化対象から除外すること」

【前提事項】

○国が推進する医療DXはオンライン資格確認のシステムを基盤と医療機関等が保有・蓄積する電子カルテや電子レセプト請求など医療情報を集約、蓄積し診療等に利活用することを想定している。オンライン資格確認義務化及び医療DXを実施するためには院内システムとオンライン資格確認システムを連動させる改修が必要となり、厚労省が定めた医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、データバックアップ、サイバーセキュリティ対策など人材育成、研修等と当該体制確保のための費用負担が必要となる。

例) 新たなコスト増

オンライン請求回線の整備、院内システム(電子カルテ、電子レセプト)の改修、オンライン化に伴う全般的なセキュリティ対策費用

【実態調査】

- ○オンライン資格確認のシステムを「導入しない・できない」と回答した理由について「情報漏洩やセキュリティ対策が不安」が 65%、「レセコンや電子カルテなどの改修で多額の費用が発生する」が 65%と情報漏洩・セキュリティ対策への不安と懸念が最も大きな理由となった。
- ○電子媒体(光ディスク)で保険請求している医療機関は、院内システム(請求システム、電子カルテ等)オンライン化や医療情報の連携等のニーズは必ずしも高いとは言えない。こうした医療機関は、オンライン資格確認義務化の負担や不安は高く、「導入できない」との回答割合も相対的に高い。

【医療機関へのサイバー攻撃について】

(11月9日 地方創生デジタル特別委員会/本田顕子厚労政務官の答弁)

- ○オンライン資格確認で用いる医療機関等のネットワーク回線は閉域ネットワーク等を利 用しセキュリティを確保。
- ○電子証明書による端末の認証やデータの暗号化を行い、データの紛失、漏えいおよび改ざん防止を図る。

- ○ウイルス対策に万全な措置を講じ、安全性、安全性を確保
- ○厚生労働省では、個人情報保護法等を根拠とした医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを定めて、医療機関等の内部ネットワークにおいて、ウイルス対策ソフトや OS の更新等リスクに対してセキュリティ対策を適切に使用すること等を医療機関に求めている。
- ○仮に医療機関にサイバー攻撃等のセキュリティ事案が生じた場合には、厚生労働省、社会 保険診療報酬支払基金に報告をするよう医療機関向けの専用サイトにおいて周知してい る。
- ○報告を受けた社会保障診療報酬支払基金は、オンライン資格確認の利用停止、ネットワーク回線を遮断する。

【専門家の警鐘】

医療機関のサイバーセキュリティ対策の専門家は保団連主催のセミナーで以下の通り警鐘を鳴らした。

- ○保険情報に付帯して、処方歴や他院受診歴、ワクチン接種歴等を、電子カルテに取り込む判断は医療機関の自己責任となる。国はその際には、その部分も含めて厚労省ガイドラインに準拠することを求めているが、現在一般にネットワーク分離が標準的に行われている電子カルテ等の基幹システムと、情報系システム等のフロントドア側との接続を事実上解禁する可能性があり、そのリスクを十分評価した上での決断が望まれる。
- ○薬局チェーンでは処方箋予約システムと電子薬歴システムがオンライン接続されており、フロントドア側からのメール攻撃を起点に、電子薬歴システムがランサムウェアに感染した事例があり、そのような現実的なリスクも想定して対応することが望ましい。

【結論】

サイバーセキュリティ対策は、ガイドラインの順守などすべての責任・リスクは医療機関が負うことになる。「医療DXの基盤整備」のみを理由にオンライン資格確認のシステム整備を義務付けることは問題である。義務化に伴い数万件の医療機関がオンライン回線を整備し、電子カルテ等、院内システムとの連動することが想定される。十分な制度とセキュリティ対策への理解と認識が伴わない中で義務化を推進することは、大きな禍根を残す。

診療所も含めた医療機関へのランサムウェア被害が相次ぐ中、少なくとも「情報漏洩やセキュリティ対策への懸念」という理由のみで義務化の対象外とすべきであり、十分なセキュリティ対策を担保した上で、当該医療機関が資格確認システムの導入を選択できるようにすべきである。